主 文

本件特別上告を棄却する。

特別上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告人ら訴訟代理人弁護士志方篤、同溜池肇の特別上告理由について。

所論は違憲をいうが、その実質は民訴一三八条の適用を誤つたというに帰著するから特別上告適法の理由とするを得ない。

よつて、民訴四〇九条ノ三本文、四〇一条、九五条、八九条、九三条一項本文に 従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下 飯	坂 坂	潤	夫
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	λ	江	俊	郎